

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省4(Ⅱ-1-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(施策目標Ⅱ-1-1) 基本目標Ⅱ:安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標1:食品等の安全性を確保すること	担当 部局名	医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課	作成責任者名	生活衛生・食品安全企画課長 成松 英範								
施策の概要	<p>1. 食品安全行政の概要</p> <p>○ 本施策は、食品衛生法等に基づき、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的としている。</p> <p>(1)規格基準の設定及び見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 残留農薬・食品用容器包装等の規格基準の策定等を計画的に進めている。特に、食品中の残留農薬の暴露評価について、国際的な整合化を図るため、手法の高度化に向けた取組を実施している。 ・ また、新たな育種技術(ゲノム編集技術等)や従来にはない新開発食品(培養肉等)について、最新の科学的知見や海外の取組状況等の収集及び安全性確保に係る検証を実施している。 </p> <p>(2)計画に基づく監視指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生法に基づく監視指導を効率的かつ効果的に実施するため、「食品衛生に関する監視指導に実施に関する指針」に基づき、輸出国対策及び輸入時対策については厚生労働省が、国内流通時対策については都道府県等が地域の実情に応じて、毎年度、監視指導計画を策定、公表の上、適切な監視指導を実施している。 </p> <p>(3)輸入食品の安全性確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度「輸入食品監視指導計画」を定め、①輸出国段階、②輸入時の水際対策、③国内流通時の三段階で対策を実施している。 ・ 輸出国における衛生対策としては、違反原因の究明及び再発防止対策の確立を要請するとともに、二国間協議を通じて生産等の段階における安全管理の実施、監視体制の強化、輸出前検査の実施、担当官の派遣・調査等を実施している。 ・ 輸入時の対策では、輸入業者に対して、輸入の都度、届出を義務付け、事業者からの輸入前相談に対応するとともに、多種多様な輸入食品を幅広く監視するため、年間計画に基づくモニタリング検査を実施している。モニタリング検査における違反状況を踏まえ、違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品については、輸入の都度、輸入者に対して検査命令を実施している。 ・ 国内流通時の対策では、都道府県等監視指導計画に基づき、都道府県等が店舗等から輸入食品を抜き取り、検査や指導を行っている。 </p> <p>(4)食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品安全に対する消費者の意識の高まり等に対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換を行っている。 </p>												
	<p>2. 食品衛生法の改正について</p> <p>○ 平成15年の食品衛生法等の改正から約15年が経過し、共働き世帯や高齢者単身世帯の増加を背景に、調理食品、外食・中食への需要の増加や健康食品への関心の高まりなど食のニーズの多様化や輸入食品の増加など食のグローバル化の進展といった我が国の食を取り巻く環境が変化している。</p> <p>○ このような変化の中で、都道府県等を超える広域的な食中毒事案の発生や、食中毒の発生数の下げ止まり傾向があり、事業者における一層の衛生管理や、行政による的確な対応が喫緊の課題となっている。さらには、食品の輸出促進等も見据え、国際標準と整合的な食品衛生管理が求められている。</p> <p>○ こうした状況を踏まえ、食品の安全を確保するため、以下のような点を改正内容とする「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第46号)が順次施行されており、令和3年6月には完全施行された。</p> <p>【改正の概要】</p> <p>(1)広域的な食中毒事案への対策強化〔平成31年4月1日施行〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な食中毒事案の発生・拡大防止のため、国と関係自治体が相互に連携・協力を行うための場として、地域ブロックごとに新たに「広域連携協議会」を設置し、緊急時には、協議会を活用して広域的な食中毒事案に対応する。 </p> <p>(2)HACCPに沿った衛生管理の制度化〔令和2年6月1日施行(1年間の経過措置あり)〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ HACCP(ハサップ)とは、原料の受入から製造、製品の出荷までの一連の工程において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を科学的根拠に基づいて管理する方法。 ・ 一般的な衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を、原則としてすべての食品等事業者に対して求める。<HACCPに基づく衛生管理> ・ ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を求める。<HACCPの考え方を取り入れた衛生管理> </p> <p>(3)特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の届出を義務化〔令和2年6月1日施行〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働大臣が定める特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害が発生した場合、事業者から行政へ当該情報を届け出ることを義務化し、健康被害発生時に、注意喚起・改善指導・販売禁止等の措置を講じるに足る必要十分な情報収集等が可能となる。 </p> <p>(4)国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備〔令和2年6月1日施行〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品用器具・容器包装の安全性や規制の国際整合性の確保のため、規格が定まっていない原材料を使用した器具・容器包装の販売等の禁止等を行い、安全性を評価した物質のみ使用可能とする(ポジティブリスト制度の導入)。 </p> <p>(5)営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設〔令和3年6月1日施行(営業許可業種によっては経過措置あり)〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い、営業許可の対象業種以外の事業者の所在等を把握するため、届出制度を創設。 ・ 営業許可については、実態に応じたものとするため、食中毒リスク等を考慮し、見直し(32許可業種に見直し)。 </p> <p>(6)食品等リコール情報の報告制度の創設〔令和3年6月1日施行〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者による食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するため、事業者がリコールを行う場合に行政への届出(食品衛生申請等システムに入力等)を義務付け。 </p> <p>(7)その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出国において検査や管理が適切に行われた旨を確認し、輸入食品の安全性を確保するため、食肉等のHACCPに基づく衛生管理や、乳及び乳製品・一部の水産食品の衛生証明書の添付を輸入要件化する。 </p>												
施策実現のための背景・課題	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">1</td> <td>残留農薬、食品添加物及び食品用器具・容器包装等について、最新の科学的知見や国際動向を踏まえた、より迅速な基準等の設定が行えるよう審査体制の強化等が求められている。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>食中毒事件数は近年下げ止まりの傾向にあるほか、高齢化による食中毒リスク増加の懸念などもあり、食品の安全性の更なる向上が求められている。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>我が国への海外からの輸入食品の増加が続いていることを踏まえ、適切な監視指導を徹底するための体制強化が求められている。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>食品安全に関する施策の情報を消費者等に積極的に情報提供するとともに、消費者等からの意見を聴取し、消費者等との相互関係を形成する必要がある。</td> </tr> </table>					1	残留農薬、食品添加物及び食品用器具・容器包装等について、最新の科学的知見や国際動向を踏まえた、より迅速な基準等の設定が行えるよう審査体制の強化等が求められている。	2	食中毒事件数は近年下げ止まりの傾向にあるほか、高齢化による食中毒リスク増加の懸念などもあり、食品の安全性の更なる向上が求められている。	3	我が国への海外からの輸入食品の増加が続いていることを踏まえ、適切な監視指導を徹底するための体制強化が求められている。	4	食品安全に関する施策の情報を消費者等に積極的に情報提供するとともに、消費者等からの意見を聴取し、消費者等との相互関係を形成する必要がある。
1	残留農薬、食品添加物及び食品用器具・容器包装等について、最新の科学的知見や国際動向を踏まえた、より迅速な基準等の設定が行えるよう審査体制の強化等が求められている。												
2	食中毒事件数は近年下げ止まりの傾向にあるほか、高齢化による食中毒リスク増加の懸念などもあり、食品の安全性の更なる向上が求められている。												
3	我が国への海外からの輸入食品の増加が続いていることを踏まえ、適切な監視指導を徹底するための体制強化が求められている。												
4	食品安全に関する施策の情報を消費者等に積極的に情報提供するとともに、消費者等からの意見を聴取し、消費者等との相互関係を形成する必要がある。												

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1 (課題1)	残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進	残留農薬の基準設定について、国際的にも急性毒性の指標として用いられる急性参照用量(ARfD)を考慮した残留基準の見直しを計画的に進めるとともに、残留基準の適否を確認する分析法の開発を推進する等、食品衛生に関する監視指導を徹底するための体制強化が必要である。 また、残留農薬・食品添加物等について、最新の科学的知見や国際動向を踏まえ、より迅速な基準等の設定が行えるよう審査体制を強化する必要がある。
	目標2 (課題2)	HACCPの定着など国内外の状況を踏まえた的確な監視・指導対策の推進等	HACCPに沿った衛生管理の定着による食品等事業者の衛生管理水準の更なる向上を図るとともに、輸出先国が求める衛生管理基準に対応した食品の輸出促進につなげるため、HACCP普及のための事業者や地方公共団体の人材育成事業、輸出相手国との相互認証の推進などの各種施策を実施する必要がある。 また、NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)による衛生証明書等の輸出関連手続を電子化するとともに、輸出食肉・水産食品取扱施設の認定等を行っていく必要がある。
	目標3 (課題3)	検疫所における水際対策等の推進	我が国への海外からの輸入食品の増加が続いていることを踏まえ、食の安全・安心を守るため輸入食品の適切な監視指導を徹底するための人員を含めた体制強化を図り、輸入食品監視指導計画に基づく検疫所における監視指導を強化する必要がある。
	目標4 (課題4)	食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等	食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法及び食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換が求められている。 また、食中毒の予防や食品中の化学物質等の基準設定、検査法等の課題について、科学的根拠に基づく調査研究を進める。

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
① 前年度に食品安全委員会から評価結果通知を受けた農薬等について、通知日から1年以内に残留基準を設定又は変更する品目の達成率(アウトプット)	-	-	60%	毎年度	過去5年の品目数の平均(45品目)以上	過去5年の品目数の平均(47品目)以上	過去5年の品目数の平均(38品目)以上	60%	60%	・ 制度導入時に新たに残留基準を設定した758農薬等のうち、現在(指標設定当時)まで約600の農薬等について、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したが、今後も引き続き本制度の適切かつ円滑な実施を推進するため、本指標を設定する。	・ 食品安全委員会がリスク評価を完了した農薬等に対して、適切な残留基準の設定又は変更を着実に実施していくことが重要であることから、前年度に食品安全委員会から評価結果通知を受けた農薬等について、通知日から1年以内に残留基準を設定又は変更する品目の達成率60%を目標値とする。
② 要請に基づき行われる食品添加物の指定等手続について標準的事務処理期間内に指定等を終了した率(アウトカム)	-	-	70%	毎年度	70%	70%	70%	70%	70%	・ 食品添加物の指定等については、「食品添加物の指定等手続に係る標準的事務処理期間の設定について」(平成28年6月10日付け生食発0610第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)において、要請者から要請された品目に関して、資料収集に要する期間を除き、食品安全委員会から食品健康影響評価の結果を通知された日から1年以内に行うよう努めるものとしたことから、本指標を設定する。	・ 添加物製剤の指定等の要請などについては、一つの要請について複数の成分規格等を設定する必要があるため、審査事項が複雑となり、指定等までに一定の期間を要することも想定されることから、達成率70%を目標値とする。 ・ 算出式は、 {当該年度に標準的事務処理期間内(評価の結果通知を受けてから1年間)に指定等手続が完了した数} / {当該年度に指定等手続が完了した数} である。 (参考)国際汎用添加物のロードマップにおける処理達成率 平成27年度実績:100%、平成28年度実績:-

達成手段1 (開始年度)		令和2年度 予算額	令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和4年度行政事業レビュー事業番号
(1)	健康食品の安全性の確保等事業 (平成19年度)	79百万円	80百万円	75百万円	-	【達成手段の概要】 健康食品による健康被害事例が発生した際、臨床医等の専門家を緊急に招集し、対応を検討するとともに、市場に流通している健康食品において安全性が疑われる成分について、安全性試験及び分析調査を実施する。 【見込まれる効果】 その結果を適宜規格基準の見直し等に活用することにより、規格基準の適切な設定に寄与する。	2022-厚労-21-0432
(2)	農薬等ポジティブリスト制度推進事業 (平成18年度)	469百万円	602百万円	550百万円	1	【達成手段の概要】 ポジティブリスト制度に基づき、食品中の農薬等の残留基準値に基づく分析法の開発・改良を行うとともに、食品を介した農薬一日摂取量実態調査等を行う。 【見込まれる効果】 その結果を適宜基準値の見直しに活用することにより、測定指標1に寄与する。	2022-厚労-21-0428
(3)	食品汚染物質の安全性検証推進事業 (平成16年度)	40百万円	40百万円	36百万円	-	【達成手段の概要】 個人によって摂取頻度の異なる食品について、一定期間内の摂取実態調査を実施し、精密な汚染物質のばく露量を推定する。また、食品中の汚染物質(重金属、かび毒等)は通常的环境中に広く存在していることから、広範囲の食品について、汚染物質の含有濃度実態調査を実施する。 【見込まれる効果】 その結果を適宜規格基準の見直し等に活用することにより、規格基準の適切な設定に寄与する。	2022-厚労-21-0431

(4)	食品添加物等の安全性確認の計画的推進事業 (平成20年度)	510百万円	436百万円	303百万円	2	【達成手段の概要】 ①新たに食品添加物を指定するに当たって、化学物質の分析を実施する。 ②既に指定されている添加物について、マーケットバスケット方式による食品添加物の一日摂取量調査を行う。 ③指定添加物及び既存添加物について、最新の科学的知見を踏まえて反復毒性試験、変異遺伝性試験等を行う。 【見込まれる効果】 ①品質確保のために成分規格を設定することに活用することで、測定指標2に寄与する。 ②一日摂取許容量(ADI)を超過するおそれがないかの安全性の確認を行うとともに、ADIを超過するおそれがある場合には必要な規格基準の設定等を措置するなど、規格基準の適切な設定に寄与する。 ③指定添加物及び既存添加物の安全性の確認を行うこと等に活用することで、規格基準の適切な設定に寄与する。	2022-厚労-21-0429
		463百万円	421百万円				
(5)	食品用器具・容器包装の安全性確認の計画的推進事業 (平成30年度)	362百万円	489百万円	595百万円	-	【達成手段の概要】 ①既存物質(ポジティブリスト施行前より使用されている物質)について、最新の科学的知見を踏まえて安全性の確認及び安全性に関する調査を行う。 ②ポジティブリストに新規の物質を規定するに当たり、最新の科学的知見を踏まえて安全性の確認及び安全性に関する調査を行う。 ③器具容器包装から食品への浸出・溶出量の制限を規定する場合、分析法の開発等を行う。 【見込まれる効果】 適宜規格の設定等に活用することにより規格の適切な設定に寄与する。	2022-厚労-21-0430
		335百万円	443百万円				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
3	大規模食中毒の発生件数(アウトカム)	-	-	過去5年の発生件数の平均と同水準以下	毎年度	過去5年の発生件数の平均と同水準(2件)以下	過去5年の発生件数の平均と同水準(2件)以下	過去5年の発生件数の平均と同水準(2件)以下	過去5年の発生件数の平均と同水準(2件)以下	過去5年の発生件数の平均と同水準(2件)以下	・ 食品流通が広域化しており、食中毒が全国的に散発して発生する傾向があることから、各都道府県等における的確な監視指導を効果的・効率的に実施するとともに、国においても適切な技術的助言、関係機関との情報共有を図るなど継続して食中毒対策を強化する必要があることから、本指標を設定する。 (大規模食中毒とは、食中毒患者等が500人以上発生し、又は発生する恐れがある食中毒をいう(食品衛生法施行規則第77条。))	・ 食中毒は、性質上突発的に起きる事案であることから、計画的な目標値を立てることが困難であることを考慮し、毎年なるべく最少件数を目指しつつも、過去5年の平均を水準とし、毎年度それ以下を目標値とする。 (参考)平成28年:2件、平成29年:2件
4	許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数(アウトカム)	-	-	過去5年の施設数の平均以下	毎年度	過去5年の施設数の平均(751件)以下	過去5年の施設数の平均(787件)以下	過去5年の施設数の平均(743件)以下	過去5年の施設数の平均(662件)以下	過去5年の施設数の平均以下	・ 都道府県等において監視指導を効果的・効率的に実施することにより、基準に違反した営業施設の数や低減し、食品の適切な衛生管理を行うよう、適切な措置を講じる必要があることから、営業施設の基準を遵守する施設割合を測る指標として、本指標を設定する。	・ 禁停止命令は、突発的事情により起こるものであることから、計画的な目標値を立てることが困難であることを考慮し、過去5年の施設数の平均以下を目標値とする。 ・ 衛生行政報告例(政府統計の窓口) URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001031469 (参考)平成28年度実績:774件、平成29年度実績711件
(参考指標)					平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	選定理由		
5	食中毒による死者数 出典:「食中毒統計調査」 (厚生労働省ホームページ: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/112-1.html)					3名(年次集計)	4名(年次集計)	3名(年次集計)	2名(年次集計)		食中毒による死亡者数については、食品等事業者の衛生管理水準を一定程度反映するものと考えられることから参考指標とした。 (参考)平成28年:14名、平成29年:3名	

達成手段2 (開始年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和4年度行政事業レビュー事業番号
	予算額 執行額	予算額 執行額				
(6)	7百万円	7百万円	7百万円	-	【達成手段の概要】 ①米国及びカナダ等の牛肉の対日輸出施設等に対して定期的に査察を行う。また、EU諸国等からの日本への牛肉輸出要請に応じ、現地調査を実施する。 ②BSEスクリーニング検査で陽性となった場合のBSE確認検査及び確定検査の実施に必要な体制の確保、食品衛生監視員に対する疫学調査、監視指導等に関する講習会の実施、食鳥検査員及び畜検査員に対する検査技術や衛生管理、疫病診断法等に関する研修会を実施する。 【見込まれる効果】 ①月齢制限に基づく分別管理等の実施状況など対日輸出条件の遵守を検証すること、また、BSE対策等を確認することにより、的確な監視指導の推進に寄与する。 ②検査体制の確保及び食品衛生に従事する職員の資質の向上を図ることにより、的確な監視指導の推進に寄与する。	2022-厚労-21-0427
	5百万円	4百万円				
(7)	385百万円	462百万円	375百万円	-	【達成手段の概要】 ①輸入時の検査等における違反事例等に関する調査を実施する。 【見込まれる効果】 ①調査結果に基づき輸出国政府に改善要請を行うとともに、輸入食品の監視体制を強化することにより、的確な監視指導の推進に寄与する。	2022-厚労-21-0426
	313百万円	346百万円				

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	年度ごとの実績値						
					平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
⑥ 輸入食品モニタリング検査達成率(アウトプット)	—	—	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	輸入食品監視指導計画に基づき策定したモニタリング計画において、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能となる件数を検疫所に割り当てて検査を実施することとしているため。	輸入食品監視指導計画に基づき策定したモニタリング計画において、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能となる件数を検疫所に割り当てて検査を実施することとしていることから、目標値を達成率(計画件数に対する実施件数の割合)100%とした。 ・令和4年度 輸入食品監視指導計画 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200505_00004.html ・令和3年度 輸入食品監視指導結果 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27161.html (参考)平成28年度実績:102%、平成29年度実績:102%
7 輸入食品の規格基準等の違反件数(アウトカム)	—	—	過去5年の件数の平均以下	毎年度	過去5年の件数の平均以下(874件)	過去5年の件数の平均以下(822件)	過去5年の件数の平均以下(799件)	過去5年の件数の平均以下(766件)	過去5年の件数の平均以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入食品の安全性は、輸出国段階、輸入時段階、国内流通段階における三段階で確保が行われている。 ・ 輸出国段階においては、違反食品の輸入を未然に防止するために、輸出国の食品衛生に関する制度調査を計画的に実施するとともに、検査命令が実施されている食品等について、輸出国政府に対し違反原因の究明、再発防止を要請している。 ・ また、輸入者に対しては、食品安全基本法第8条に基づく食品等事業者の責務、食品衛生法第3条に基づく輸入食品の安全性の確保について指導している。さらに、検疫所では輸入前指導(輸入相談)を実施し、法違反に該当する食品等の輸入を未然に防止している。 ・ 輸入時段階では、年度ごとに計画的に実施するモニタリング検査及び規格基準等の違反の可能性が高い食品を輸入する者に対し輸入の都度検査を実施させる検査命令により安全を確保している。 ・ 以上を踏まえ、輸入食品の適切な監視指導を実施するため、本指標を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入食品の規格基準等の違反は突発的事情により起こるものであることから、計画的な目標値を立てることが困難であることを考慮し、過去5年の件数の平均以下を目標値とする。 ・ 令和4年度 輸入食品監視指導計画 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200505_00004.html ・ 令和3年度 輸入食品監視指導結果 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27161.html (参考)平成28年度実績:773件、平成29年度実績:821件
達成手段3(開始年度)		令和2年度 予算額	令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和4年度行政事業レビュー事業番号
		執行額	執行額	執行額							
(8)	輸入食品の検査に必要な事業(平成11年度)	2,034百万円	2,148百万円	1,736百万円	6	【達成手段の概要】 検疫所において、輸入食品監視指導計画に基づきモニタリング検査を実施する。 【見込まれる効果】 輸入食品等の重点的、効率的かつ効果的なモニタリング検査を実施することで、輸入食品等の安全性確保に寄与する。					2022-厚労-21-0434
(9)	輸入食品の監視体制強化等事業(再掲)(平成21年度)	385百万円	462百万円	375百万円	7	【達成手段の概要】 ①輸入時の検査等における違反事例等に関する調査を実施する。 【見込まれる効果】 ①調査結果に基づき輸出国政府に改善要請を行うとともに、輸入食品の監視体制を強化することにより、測定指標7に寄与する。					2022-厚労-21-0426

達成目標4について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	年度ごとの実績値							
					平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
⑧	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合(アウトカム)	—	—	80%以上	令和4年度	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	<ul style="list-style-type: none"> 食育基本法第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議(総理(会長)、関係閣僚、民間有識者で構成)で食育基本計画を作成している。 第4次食育推進基本計画(令和3年度～令和7年度)第1.2(7)において掲げている基本的な取組方針「食品の安全性の確保等における食育の役割」は施策内容に資することから、当該計画第2.2(15)において定められている目標値(「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合」を80%以上とすること)を目標値として設定する。 第4次食育推進基本計画 https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/attach/pdf/210331_35-6.pdf (参考) ・食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合 平成28年度実績:71.8%、平成29年度実績:72.4% 	・直近の実績値である令和3年度の実績値は、分母:有効回収数(2,447人)、分子:「食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する」と回答した人の人数(1,893人)から算出したもの。
(参考指標)					平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
9	食品の安全に関する意見交換会への参加者数 出典:医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課				5,186	3,330	8,793	3,432		食品の安全に関する意見交換会への参加者数については、国民の食品安全に対する意識を一定程度反映するものと考えられることから参考指標とした。 (参考)平成28年度実績:1,662名、平成29年度実績:4,266名		
達成手段4(開始年度)		令和2年度 予算額 執行額	令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和4年度行政事業レビュー事業番号	
(10)	食品安全に関するリスクコミュニケーション事業(平成15年度)	9百万円 6百万円	9百万円 5百万円	9百万円	9	【達成手段の概要】 食品安全委員会、農林水産省、消費者庁及び地方自治体等と連携しつつ、全国で幅広いテーマでの意見交換会を開催するなど、法律により実施することが国の責務とされているリスクコミュニケーションの充実を図る。また、ホームページやパンフレット等さまざまな媒体を活用して積極的に情報提供する。					2022-厚労-21-0433	
(11)	カネミ油症患者の健康実態調査事業(平成25年度)	427百万円 275百万円	422百万円 286百万円	393百万円	-	【達成手段の概要】 油症患者の健康実態調査を実施し、対象者に「健康調査支援金」(一人あたり19万円)を支給するとともに、調査結果を集計・分析する。					2022-厚労-21-0435	
施策の予算額(千円)		令和2年度			令和3年度			令和4年度			政策評価実施予定時期	令和4年度
		4,420,704			4,793,069			4,176,413				
施策の執行額(千円)		3,995,823			4,316,566							
施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明					令和4年2月25日		広域的な食中毒事案への対策強化等にも引き続き取り組んでまいります。			